



淡水企総第 311号  
令和8年 3月23日

淡路広域水道企業団水道事業経営審議会会長 様

淡路広域水道企業団  
企業長 戸田 敦大



水道事業の経営のあり方について (諮問)

標記のことについて、淡路広域水道企業団水道事業経営審議会条例 (令和7年条例第4号) 第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

水道事業の経営のあり方について

2 諮問の趣旨

本企业団は、昭和57年2月に淡路地域の慢性的な水不足に対処するため、当時の淡路島内1市10町へ、島内ダム開発と本土導水を水源とした水道用水を供給する一部事務組合として発足しました。

また、平成22年4月には、少子高齢化の進展を背景に、財務基盤の拡大・強化など島内水道事業の一元化の必要性を盛り込んだ「淡路地域水道事業統合に係る提言書」を踏まえ、島内3市を給水区域とする水道事業を開始しています。

これまでの間、より効率的な事業経営を実施するため、施設の統廃合や民間委託の拡大による職員数の逡減などに取り組んできたところです。

しかしながら、今後は、人口減少に伴う料金収益の逡減に加え、労務費や原材料費の高騰に伴う維持管理費の増加や、南海トラフ巨大地震をはじめ、頻発する自然災害に備えた施設、管路の強靱化への対応から、更なる経営基盤の強化が必要な状況です。

このような現状を踏まえ、将来にわたり「安全」で「強靱」かつ「持続」可能な事業運営を図るため、今後の水道事業の経営のあり方について諮問するものです。